

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年12月28日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当) 第20条 (略) 2-4 (略) 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日後失業している場合は、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略) (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37</p>	<p>(失業者の退職手当) 第20条 (略) 2-4 (略) 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日後失業している場合は、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) (略) (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務</u></p>

<p>条の2第1項に規定する<u>高年齢被保険者</u>に該当するものが、退職の日後失業している場合において、一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7—10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>(4) 職業に就いた者 <u>雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当</u> (第14項において「就業促進手当」という。)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同項に規定する求職活動支援費</p> <p>12—14 (略)</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者</u> (第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。) 及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者 (第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。) について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは、「第4号から第6号まで」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (略)</p>	<p>していた<u>地方公共団体の事務</u>を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが、退職の日後失業している場合において、一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7—10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>(4) 職業に就いた者 <u>雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当</u> (第14項において「就業促進手当」という。)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> <u>雇用保険法第59条第1項に規定する広域求職活動費</u></p> <p>12—14 (略)</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者 (これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。) について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは、「第4号から第6号まで」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員 (退職した改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程 (以下「新規程」という。) 第2条に規定する職員をいう。以下同じ。) であって、退職職員が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律 (平

成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、新規程第20条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における新規程第17条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零))」とする。

- 3 新規程第20条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この規程による改正前の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程(以下「旧規程」という。)第20条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧規程第20条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新規程第20条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新規程第20条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する旧規程第20条第11項第4号に定める就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧規程第20条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(施行日以後に新規程第20条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。)に対する旧規程第20条第11項第5号に定める移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。